

住民監査請求に係る陳述等の取扱基準

平成 22 年 11 月 25 日
監 査 委 員 決 定

(趣旨)

第 1 条 この取扱基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 7 項及び第 8 項に規定する住民監査請求（以下「請求」という。）に係る証拠の提出及び陳述の機会並びに立会いに関し必要な事項を定めるものとする。

(証拠の提出)

第 2 条 証拠の提出の期限は、原則として陳述の日までとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

2 証拠の提出は、郵送によることを妨げない。

(請求人による陳述の機会)

第 3 条 監査委員は、請求の受理を決定したときは、速やかに請求人の陳述の機会を設定し、その日時及び場所を請求人に通知するものとする。ただし、請求人から陳述を行わない旨の申し出があったときは、この限りでない。

2 監査委員は、前号の通知を行う場合において、請求人が複数のときは、あらかじめ請求人に代表者の選出を求め、その代表者に通知を行うものとする。

3 請求人は、陳述に代わり陳述書を監査委員に提出することができる。

(請求人による陳述)

第 4 条 監査委員は、陳述を請求人又はその代理人（以下「請求人等」という。）に行わせるものとし、代理人が陳述を行う場合は、陳述の日までに代理関係を証する書面を提出させるものとする。

2 監査委員は、請求人等が複数のときは、陳述を行う者の人数を制限することができる。この場合、陳述を行う者は請求人等が選出する。

3 陳述の時間は、陳述を行う者の人数にかかわらず 1 時間以内とする。ただし、陳述の補足を求めるなど監査委員が特に必要があると認めたときは、時間を延長することができる。

4 陳述は請求の要旨を補足し、あるいはこれに関する新たな証拠を提出するにとどめるものとする。

5 請求の要旨の範囲を超えてなされた陳述は、これを採用しない。

6 請求人等による陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。

7 監査委員は、陳述事項及びその範囲を逸脱したときは、陳述を行う者に対して注意を喚起するものとする。

8 請求人等による陳述に対する監査委員の質疑は、請求の記載事項及び陳述の内容についての確認を行うにとどめ、意見の表明はしないものとする。

9 陳述は、原則として監査委員室を会場として行うものとする。

(関係職員等の立会い)

第5条 監査委員は、請求人等の陳述の聴取にあたり、必要があると認めるときは、市長その他の執行機関または職員（以下「関係職員等」という。）を立ち合わせることができる。

- 2 立会人は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。
- 3 監査委員は、関係職員等の立会いにより、請求人等の陳述の円滑な運営に支障となると認められるときは、関係職員等の立会いを制限することができる。
- 4 監査委員は、会場その他の都合により、立会人の人数を制限することができる。

(関係職員等の陳述)

第6条 監査委員は、必要があると認めるときは、関係職員等から陳述の聴取を行うものとする。

- 2 陳述の時間は、陳述を行う者の人数にかかわらず1時間以内とする。ただし、陳述の補足を求めるなど監査委員が特に必要があると認めたときは、時間を延長することができる。
- 3 関係職員等による陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。
- 4 陳述は、原則として監査委員室を会場として行うものとする。

(請求人の立会い)

第7条 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取にあたり、必要があると認めるときは、請求人等を関係職員等の陳述に立ち合わせることができる。

- 2 監査委員は、請求人等が多数で全員の立ち合いが困難であると認めるときは、立会人の人数を制限することができる。
- 3 請求人等は、監査委員の指示に従って立会いを行うものとする。
- 4 監査委員は、請求人等の立会いにより、市の行政運営上支障が生じる等の事情が認められるときは、請求人等の立会いを制限することができる。
- 5 請求人は、関係職員等の陳述に対し意見があるときは、立会い後7日以内に意見書を提出することができる。

(陳述の中止等)

第8条 陳述を行う者が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、陳述を中止することができる。

- 2 立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、立会人に退場を命ずることができる。

(陳述の公開)

第9条 陳述は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、監査委員の協議により非公開とすることができる。

- (1) 請求人等が公開されることを望まない場合
- (2) 関係職員等から市の行政運営上支障が生じる旨の申立てがあり、かつ、公開により当該事情が生じるおそれがあると認められる場合
- (3) 第5条第3項又は第7条第4項の規定により、監査委員が立会いを制限した場合
- (4) 個人情報保護することが困難であると認められる場合
- (5) その他相当な理由があると認められる場合

(陳述の傍聴)

第10条 監査委員は、陳述の傍聴を認めることができる。ただし、陳述を非公開とするときはこの限りでない。

2 監査委員は、会場その他の都合により傍聴人の人数を制限することができる。この場合において、傍聴を希望する者が制限した人数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴の禁止)

第11条 次のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他会場に持ち込むことが不適當であると認められる物品を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、腕章、ゼッケンの類を着用又は携帯している者
- (5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

(立会人及び傍聴人の守るべき事項)

第12条 立会人及び傍聴人は静粛を旨とし監査委員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対し批評を加え、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 監査委員の指示に違反する行為をしないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は陳述の運営の妨害となるような行為をしないこと。

(立会人及び傍聴人の退場)

第13条 監査委員は、次のいずれかに該当するときは、立会人及び傍聴人を退場させることができる。

- (1) 請求人が陳述を傍聴されることを望まないとき。
- (2) 第12条(傍聴人の守るべき事項)の規定に違反したとき。
- (3) 監査委員が、陳述の状況から傍聴がふさわしくないと認めたとき。

(陳述の撮影及び録音)

第14条 陳述の写真及び動画の撮影は認めない。ただし、報道関係者に限り、陳述を行う請求人等の同意を得て監査委員が許可したときは、陳述開始前の撮影を認めるものとする。

2 陳述の録音は認めない。ただし、請求人等から申出があったときは、請求人等の陳述に対してのみ録音を認めるものとする。

(その他)

第15条 この取扱基準に定める会場内における監査委員の権限に係る事項は、代表監査委員がこれを行行使するものとする。

2 この取扱基準に定めのない事項及びこれによりがたい場合については、監査委員の協議により別途決定するものとする。

附 則

この取扱基準は、平成22年11月25日から施行する。

附 則（令和2年3月27日 監査委員決定）

この取扱基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日 監査委員決定）

この取扱基準は、令和3年4月1日から施行する。